

中四国統括支部スクエアダンスジャンボリー・ダンスプログラム作成ガイドライン

(ジャンボリーのダンスプログラム取扱い規程)

(ダンスプログラム)

第1条 中四国統括支部スクエアダンスジャンボリー（以下「ジャンボリー」という）のダンスプログラムは主管する県連（以下「主管」という）が作成し、統括支部技術委員会がこれを承認する。

(プログラムポリシーおよび運用指針)

第2条 ダンスプログラムの内容は、「日本スクエアダンス協会プログラムポリシー」「スクエアダンスプログラム運用指針」及び「ラウンドダンスプログラム運用指針」に準拠してこれを行う。

(プログラムの割り付け)

第3条 ダンスプログラムは、参加したダンサーが大いに楽しめる内容でなくてはならない。出演者を割り付ける際は、そのことを十分に考慮し、適材を適所に配することを意識する。

(プログラム出演回数)

第4条 ジャンボリーのダンスプログラム出演回数等は、主管が選定基準を示し、統括支部技術委員会がこれを承認する。

(その他のダンスプログラム)

第5条 ジャンボリーのダンスプログラムはスクエアダンスとラウンドダンスで構成されるが、必要に応じてカントリーダンスやコントラダンス等を組み入れることができる。

(ダンスプログラムの範囲)

第6条 ジャンボリーのスクエアダンスプログラムでは Basic、Mainstream、Plus、Advanced を、ラウンドダンスプログラムでは、PhaseⅢまでを実施できる。

- ② 地域の要望等を考慮し、C1プログラムまたはコミュニティーダンスプログラムが必要と認められた場合、統括支部技術委員会の承認を経て、実施することができる。
- ③ 地域の要望等を考慮し、PhaseⅢを超えるラウンドダンスを組み入れることが必要と認められた場合、統括支部技術委員会の承認を得て、実施することができる。

(プログラム出演回数の基準)

第7条 ジャンボリーのプログラムの出演回数の基準は、別紙の「中四国統括支部プログラム出演基準評点」を参考にし、コールおよびキュー等の回数を決定することができる。

- ② 1日参加の評点は、全日程参加者評点の1/2を乗じた数とする。
- ③ 主管は、総合点により対象者を適宜「層別に分類」し、それを出演回数や出演時間帯を決定するための判断基準として活用できる。
- ④ コーラー、キューア等の資質を計る目安として、日本フォークダンス連盟公認指導者資格（級）およびS協ライセンスを資格点として適用する。

- ⑤ 日本フォークダンス連盟公認指導者資格が無い場合、下記のとおりS協ライセンスをもって対応する。
コーラーコーチ、インストラクターコーチ → 日本フォークダンス連盟公認指導者資格1～2級
シニアコーラー、シニアインストラクター → 日本フォークダンス連盟公認指導者資格3級
コーラー、インストラクター、キュアー → 日本フォークダンス連盟公認指導者資格4級
- ⑥ 主管は技量と人格が優れ、今後の活躍と組織への貢献が期待される若手コーラー、キュアー、インストラクター等に対し、推薦点1.0点を上限に加点することができる。
- ⑦ 年に3回以上、統括支部を超えてゲスト活動やRD、CWDの講師等でダンス活動している出演者へは0.5点を「技量点」として加算することができる。
- ⑧ 外国人のコーラー、キュアー、ラウンドダンスインストラクター、カントリーダンスインストラクター、コントラダンスプロンプターは本基準の対象外とし、その出演回数や出演プログラムについては、CALLERLAB、ROUND-ALAB、関係組織等への加入状況などにより力量を推定し決定する。
- ⑨ 評点結果について本人から開示要求があった場合、本人の物に限り、評点を開示することができる。

付 則

第8条 以上の項目に該当しない事項、もしくは事情があって本規程に沿った実施が出来ない場合、主管は統括支部長と相談のうえ、実施もしくは変更することができる。

第9条 本規程を変更するには、総務委員総数の3分の2以上が出席した総務委員会にて、4分の3以上の議決権をもって可決しなければならない。

一般社団法人 日本スクエアダンス協会 中四国統括支部

2020年7月1日制定